

介護予防支援事業所の指定について

令和6年4月から介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者においても市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになります。

つきましては、介護予防支援事業所の指定申請の受付を開始します。

(注意事項)

- 1.直接実施可能となるのは「介護予防支援」であり、「介護予防ケアマネジメント」は継続して地域包括支援センターでの実施となります。
- 2.今回の改正をもって、地域包括支援センターからの「委託業務」がなくなるものではありません。従来どおり、介護予防支援事業所としての指定を受けずに、委託の形で実施することも可能です。

指定介護予防支援事業者(指定居宅介護支援事業者)主な指定要件

- ・指定居宅介護支援事業者であること
- ・管理者は主任介護支援専門員であること

(注意事項)

1.居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の管理者は、主任介護支援専門員であることが要件となります。

よって、経過措置規程(※)の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援事業所の指定を受けることはできません。

(※)経過措置規程:令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

地域包括支援センターからの利用者の引継ぎ等について

介護予防支援事業所として指定を受け、事業を実施する場合、地域包括支援センターと連携し、利用者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう引継ぎをお願いします。

- ・委託元の地域包括支援センターへの介護予防支援事業者の指定申請する意向を伝えてください。
- ・地域包括支援センターに利用者の支援方法や契約等について相談し、調整してください。
- ・介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの切り替え時に発生する契約手続きの漏れを防止するため、利用者・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの3者で契約を行うことを推奨します。
(3者契約を行った場合でも、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの切り替え時に居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出は必要です。)
- ・契約は介護予防支援事業所の指定開始日以降に締結してください。

指定申請の手続きについて

介護予防支援事業者の指定申請様式は HP に掲載いたします。

掲載場所:ホーム>健康・福祉>【事業者向け情報】医療・福祉関係>介護保険>指定(更新)申請・変更届出等の様式(全サービス)(令和6年4月1日以降)

(注意事項)

1. 付表第二号(十二)指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項・チェックリスト中の添付書類の内、居宅介護支援事業所における本市への届出内容に変更がない事項は提出不要です。備考欄に「届出事項に変更なしのため、添付省略」と記載し、ご提出ください。
2. 令和6年4月1日から指定を受ける場合、令和6年4月中に指定申請書を提出してください。ただし、届出日は記入しないでください。
3. 誓約書は介護保険法第115条の22第2項の誓約事項になります。誓約書を添付してください。
4. 加算がある場合は、体制届(加算届)も同時に提出してください。